

栗石町議会業務継続計画 (議会BCP)

令和3年8月

栗石町議会

目 次

1	計画の目的	1
2	議会BCPの発動	1
	(1) 対象とする災害等	1
	(2) 発動の決定	2
3	災害時の議会及び議員の行動指針	3
	(1) 議会の役割	3
	(2) 議長の役割	4
	(3) 議員の役割	4
	(4) 議会事務局の役割	4
4	組織体制	5
	(1) 支援隊本部の設置	5
	(2) 支援隊本部の組織	5
	(3) 支援隊本部の活動	5
5	災害時の連絡体制等	6
	(1) 支援隊本部から議員への情報伝達体制	6
	(2) 議員から支援隊本部への連絡体制	6
6	災害時の行動基準	7
	(1) 議員の行動基準	7
	(2) 事務局職員の行動基準	7
	(3) ケース別の行動基準	8
7	情報の的確な収集	13
	(1) 地域の災害情報の収集	13
	(2) 通信機器の活用	13
8	災害時の議会運営	14
	(1) 開会中に発生した場合	14
	(2) 閉会中に発生した場合	14
9	議会機能を継続するための環境確保	15
	(1) 議場等の代替施設の確保	15
	(2) 通信環境の確保	15
	(3) 備品の確保	15
10	感染症防止対策	16
	(1) 発生段階の定義	16
	(2) 議会BCP発動の決定	16
	(3) 議員の行動基準	16
	(4) 事務局職員の行動基準	17
	(5) 会議等の安全対策	17
	(6) 行政視察等の受入れ	17

(7) オンライン会議の検討	18
(8) 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開	18
11 議会の防災訓練	19
12 計画の運用	19
(1) 議会BCPの見直し	19
(2) 見直し体制	19

別記様式

1 議員（事務局職員）安否確認表	20
2 情報収集カード	21
3 議会对応等経過記録表	22

参考資料

1 災害発生時における議案審議等のケース別選択例	23
2 災害伝言ダイヤル「171」の使用方法	25
3 情報伝達における発信内容の記載例	26
4 雫石町議会災害対策支援隊本部設置要領 （雫石町議会災害時における議員行動マニュアル）	27

1 計画の目的

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日の最大震度 7 の東日本大震災を契機に業務継続計画（Business Continuity Plan ≪BCP≫）の策定が各地方自治体にも広がりを見せており、また、各議会においても策定が進んでいる。

雫石町議会では、東日本大震災（雫石：震度 5 弱）と平成 25 年（2013 年）8 月 9 日の最大 1 時間降水量 78 mm（観測所：雫石）の記録的降水量による大雨洪水災害の経験を教訓に、平成 26 年（2014 年）7 月 1 日に雫石町議会災害対策支援隊本部設置要領及び雫石町議会災害時における議員行動マニュアルを策定し、災害が発生した際の対応を定めたところである。

また、令和 2 年（2020 年）3 月に世界保健機構（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、国では緊急事態宣言が発出され、経済や雇用などに大きな影響を及ぼしている。

このことから、これまでの災害等のほか、感染症や国民保護事案など、大規模災害等の緊急事態が発生した際に、町民の安全確保や被害の拡大防止、災害復旧等に向け、二元代表制の一翼を担う議会の基本的な機能を果たすことを目的として、雫石町議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2 議会BCPの発動

（1）対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等は次のとおりとする。

災害種別	内 容
地震	町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき
風水害	気象警報、洪水警報が発表され、かつ相当規模の災害が発生し、災害応急対策を講じる必要があるとき
噴火	岩手山又は秋田駒ヶ岳に、噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル 4 以上が発表され、災害応急対策を講じる必要があるとき
感染症	厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ町民の生命又は健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
その他	大規模な火災、爆発、テロ行為等による相当規模の災害が発生したとき

(2) 発動の決定

議会BCPの発動は、雫石町議会基本条例（平成26年雫石町条例第12号）に規定する町民の生命、財産及び生活に影響を及ぼす大規模災害等の不測の事態が発生し、又は雫石町災害対策本部（新型インフルエンザ等対策本部、国民保護対策本部を含む。以下「町対策本部」という。）が設置された場合、議長が必要と認めた場合に、議長が決定する。議長が発動の決定を行うことが困難な場合は、4(2)③及び④に基づき、代理者が行う。

議長は、議会BCPの発動に合わせ、雫石町議会災害対策支援隊本部設置要領に基づき、雫石町議会災害対策支援隊本部（以下「支援隊本部」という。）を設置するものとする。

《代理者の順位》

- ① 副議長 ⇒ ② 総務産業常任委員長 ⇒ ③ 教育民生常任委員長 ⇒
④ 広報広聴常任委員長

※ 雫石町地域防災計画に基づく町対策本部設置基準

区分	設置基準	配備職員の範囲
警戒配備	ア 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ 町内で震度5弱を観測する地震が発生した場合 エ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 オ その他本部長が特に必要と認めた場合	主任相当職以上の職員
非常配備	ア 気象警報、洪水警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ 町内で震度5強以上を観測する地震が発生した場合 エ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 オ その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員

（雫石町地域防災計画第3章第1節活動体制計画から）

3 災害時の議会及び議員の行動指針

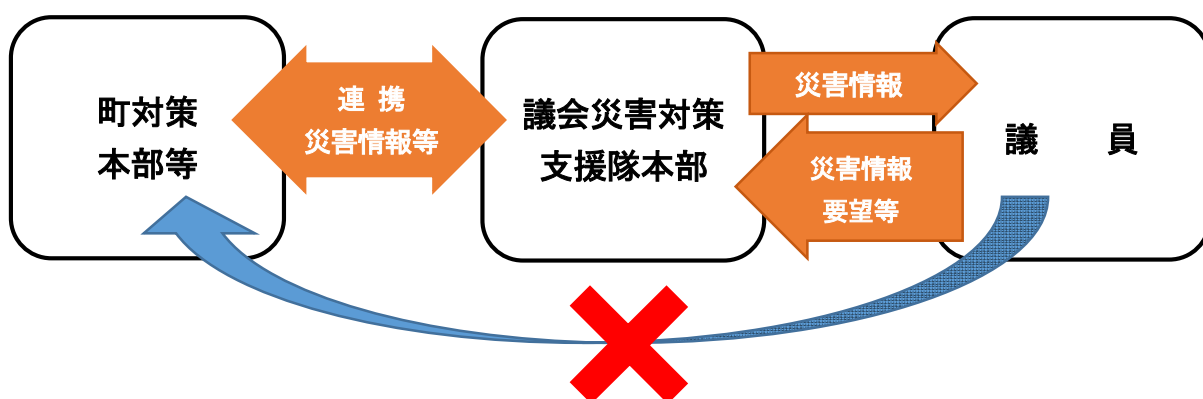
議会は、町内で大規模な災害が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、さまざまなケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。災害発生時には、「雫石町議会災害時における議員行動マニュアル」に基づき、地域の一員として災害対応を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び町民への正確な情報提供に努めなければならない。

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、町（執行機関）である。議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲と議員としての立場（非代替性）を踏まえて災害等に対応することが基本となる。

災害初期段階においては、町では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。このことから、町が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。議会は、議会と町、それぞれの役割を踏まえ、協力・連携体制を整えるものとする。



(1) 議会の役割

- ① 災害等が発生したときは、支援隊本部を設置し、町が迅速かつ適切な災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 支援隊本部を通じて次の事項を行う。
 - ア 支援隊本部員から提供された地域の被災状況等の情報を町対策本部に提供する。
 - イ 町対策本部からの災害等の情報を支援隊本部員に伝達する。

- ③ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、支援隊本部で調整を行い、町に対して要望等を行う。
- ④ 復旧・復興が迅速に進むように、必要な条例や予算等を速やかに審議する。

(2) 議長の役割

- ① 支援隊本部の設置は、議長が決定する。ただし、議長が決定することが困難な場合は、代理者は、4(2)③及び④による。
- ② 支援隊本部の設置を決定したときは、その旨を全議員に連絡し、必要に応じて招集する。
- ③ 議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が不在又は登庁できない場合の議会運営及び議会BCPに係る意思決定は、前記①のとおりとする。
- ④ 町対策本部及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡、連携を図る。

(3) 議員の役割

- ① 災害等が発生したときは、自らの安否、所在地、被害状況等を支援隊本部に報告し、連絡体制を確立する。
- ② 居住地若しくは最寄りの避難所運営のほか、各地域の救援・復旧活動に協力しつつ、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ③ 被災及び避難所等の状況について、必要に応じて支援隊本部へ報告する。

(4) 議会事務局の役割

- ① 議会BCPの対象とする災害等が発生し、又は発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は、次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	平日の勤務時間外・休日
ア 自身の安全確保	ア 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認
イ 来庁者の避難誘導	イ 議長及び副議長の安否及び住居等の被災状況の確認
ウ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認	ウ 議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認
エ 議会設備の被害状況確認	エ 役場（議会事務局）への参集
オ 支援隊本部の設置・運営準備	オ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認
	カ 議会設備の被害状況確認
	キ 支援隊本部の設置・運営準備

- ② 支援隊本部が設置されたときは、会議の運営を支援する。
- ③ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局長補佐又は係長が職務を代理する。
- ④ 議会事務局長は、町対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、支援隊本部に情報提供する。
- ⑤ 事務局職員は、支援隊本部の活動を補助する。

4 組織体制

(1) 支援隊本部の設置

- ① 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、必要に応じて支援隊本部を設置する。ただし、感染症の場合は、10 感染症防止対策(2)による。
- ② 上記の場合以外においても、議長が認めるときは、支援隊本部を設置することができる。
- ③ 議長は、町対策本部が廃止された場合、又は議会BCPの対象となる災害等の対策が概ね完了したと判断したときは、支援隊本部を廃止する。

(2) 支援隊本部の組織

- ① 支援隊本部は、支援隊本部長、支援隊副本部長、支援隊本部員をもって組織する。
- ② 支援隊本部長は、議長をもって充て、支援隊本部を代表し、その事務を統括する。
- ③ 支援隊副本部長は、副議長をもって充て、支援隊本部長を補佐し、支援隊本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ④ 支援隊本部長、支援隊副本部長ともに事故等があるときは、総務産業常任委員長、教育民生常任委員長、広報広聴常任委員長の順に支援隊本部長及び支援隊副本部長の職務を代理する。
- ⑤ 支援隊本部員は、支援隊本部長及び支援隊副本部長を除く、全議員をもって充て、支援隊本部長の命を受け、支援隊本部の活動に従事する。

(3) 支援隊本部の活動

- ① 支援隊本部員の安否確認を行うこと。
- ② 災害にかかる情報を支援隊本部長から支援隊本部員に情報提供を行うこと。
- ③ 支援隊本部員は災害情報を収集し、支援隊本部長が町対策本部に情報提供を行うこと。
- ④ 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- ⑤ その他支援隊本部長が必要と認める活動。

5 災害時の連絡体制等

(1) 支援隊本部から議員への情報伝達体制

- ① 議会BCPが対象とする災害等が発生、又は災害等の発生が予測され、支援隊本部が設置されたときは、議員へ設置された旨の連絡を行う。
- ② 議会BCPが対象とする災害等が発生したときは、議員への安否確認を行う。安否確認の確認事項は、次のとおりとする。
 - ア 議員と家族の安否状況
 - イ 議員の居宅の被害状況
 - ウ 議員の所在地
 - エ 議員の連絡先
 - オ 議員の参集の可否
 - カ その他
- ③ 支援隊本部からの災害情報は、適宜、議員へ情報提供を行う。
- ④ いずれも議会事務局のパソコンから、議員の登録メールアドレスへのメール、又はFAXにより送信する。
- ⑤ 安否確認において返信がない場合は、議員の携帯電話や固定電話に連絡し、確認を行う。必要に応じ、災害伝言ダイヤル「171」（操作方法は参考資料を参照）を利用するなど通信手段を確保する。
- ⑥ 今後、タブレット端末の導入を調査、検討のうえ、LINEやフェイスタイムなどのSNSを活用した情報伝達について検討していくものとする。

(2) 議員から支援隊本部への連絡体制

- ① 議員は、電話、メール又はSNS等で自らの安否、所在地、連絡先及び参集の可否等を支援隊本部に連絡しなければならない。
- ② 電話やメール等の使用が制限される場合は、FAXや災害伝言ダイヤル「171」等あらゆる通信手段を活用する。

【雫石町議会災害対策支援隊本部（議会事務局）】

電話番号 019-692-6415

FAX番号 019-692-2828

メールアドレス gikai@town.shizukuishi.iwate.jp

6 災害時の行動基準

(1) 議員の行動基準

- ① 議員は、自らの安否、現在地、連絡先及び参集の可否等を支援隊本部に連絡し、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、支援隊本部より情報の提供を受ける。
- ③ 議員は、各地区における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告する。
- ④ 議員は、各地域における活動に協力する。
- ⑤ 議員は、各地域において被災者に対する相談及び助言等を行う。
- ⑥ 議員は、支援隊本部から招集があったときは、支援隊本部の活動に従事する。
- ⑦ 参集が不可能な場合には、必ずその旨を本部に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておく。
- ⑧ 参集の途中で、被災者の救護・救命が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。この場合、直ちに支援隊本部に報告する。
- ⑨ 参集の途中で、可能な範囲において災害情報を収集する。

(2) 事務局職員の行動基準

- ① 事務局職員は、議会BCPが発動したときは、速やかに支援隊本部の業務に従事する。
- ② 事務局職員は、勤務時間外に議会BCPが発動し、招集されたときは、速やかに本部に参集する。
- ③ 事務局職員は、来庁者の避難誘導等を行う。
- ④ 事務局職員は、議員及び議会事務局職員の安否状況の取りまとめを行う。(別記様式1)
- ⑤ 事務局職員は、役場庁舎3階の議場及び委員会室の被災状況を確認する。
- ⑥ 事務局職員は、支援隊本部の会議の開催準備を行う。
- ⑦ 事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、支援隊本部に情報提供する。
- ⑧ 災害関係情報を収集及び整理する。(別記様式2)
- ⑨ 議場及び委員会室の被災状況により、会議場所を確保する。
- ⑩ 議会BCPが発動してから支援隊本部業務が終了するまでの議会对応等の経過を記録する。(別記様式3)

(3) ケース別の行動基準

刻々と変化する状況に迅速に対応するため、対応段階を次のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

状 態	対応段階
発災前	予 想 期
発災から概ね3日	初 動 期
発災4日目から7日目	応 急 期
発災8日目から1カ月	復旧・復興期

① 予想期（発災前）

- ア 議員及び議会事務局職員は、災害の発生があらかじめ予想される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。
- イ 議員及び議会事務局職員は、ICT（スマートフォン、タブレット端末及びパソコン等）を活用し、情報を相互に確認できる体制を事前に整える。

② 初動期（発生から3日）

- ア 本会議、全員協議会その他全議員が参加して行う会議（以下「本会議等」という。）が開催中の場合
 - (ア) 議長は、直ちに本会議等を休憩するとともに、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
 - (イ) 議長は、被害の状況により、その日の本会議等を閉じることができる。この場合において、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
 - (ウ) 議長は、必要に応じて議員を待機させる。
 - (エ) 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定する。
 - (オ) 議員は、自身の安全を確保し、支援隊本部の指示に従って行動する。
- イ 委員会が開催中の場合
 - (ア) 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
 - (イ) 委員長は、災害の状況により、その日の委員会を閉じることができる。
 - (ウ) 委員長は、支援隊本部に委員会の被災状況を報告する。
 - (エ) 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定する。
 - (オ) 議員は、自身の安全を確保し、支援隊本部の指示に従って行動する。
- ウ 本会議等及び委員会が開かれていない場合、又は議員が登庁していない場合
 - (ア) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否、所在地、連絡先及び参集の可否等を支援隊本部に連絡する。

- (イ) 議員は、支援隊本部からの指示があるまで、議会BCPに基づき個人の判断により行動する。
- (ウ) 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。
- (エ) 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定する。
- (オ) 支援隊本部は、速やかに議会BCPの発動を全議員に連絡する。
- (カ) 支援隊本部から招集があったときは、速やかに登庁する。

エ 委員会による視察（出張）を行っている場合

- (ア) 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定する。
- (イ) 支援隊本部は、速やかに議会BCPの発動を全議員に連絡する。
- (ウ) 議員は、速やかに自らの安否、現在地、連絡先及び参集の可否等を支援隊本部に連絡し、連絡体制を確立する。
- (エ) 議会BCP発動後、視察団の責任者（委員長）は、速やかに視察を終了し、帰町（町内視察にあつては帰庁）する。
- (オ) 応急期、復旧及び復興期についても同様とする。

オ 議長等の出張

- (ア) 原則として、上記エと同様の対応とする。
- (イ) 議長が出張しているときは、帰町又は帰庁するまでの間、4(2)③及び④により職務を代理する。

カ 支援隊本部会議の開催

- (ア) 議長は、支援隊本部会議を招集する。
- (イ) 支援隊本部会議の開催にあたっては、全議員にメール、FAX等あらゆる方法を用いて周知する。

③ 応急期（4日～7日）

- ア 支援隊本部は、議員から提供された地域の災害情報を整理し、町対策本部へ提供する。
- イ 支援隊本部は、町対策本部から提供された災害情報を全議員に提供する。
- ウ 支援隊本部は、臨時議会等の開催など、今後の取り組みや日程について検討を行う。
- エ 支援隊本部は、その他必要な対応を検討し、本部員に指示する。

④ 復旧及び復興期（8日～1カ月）

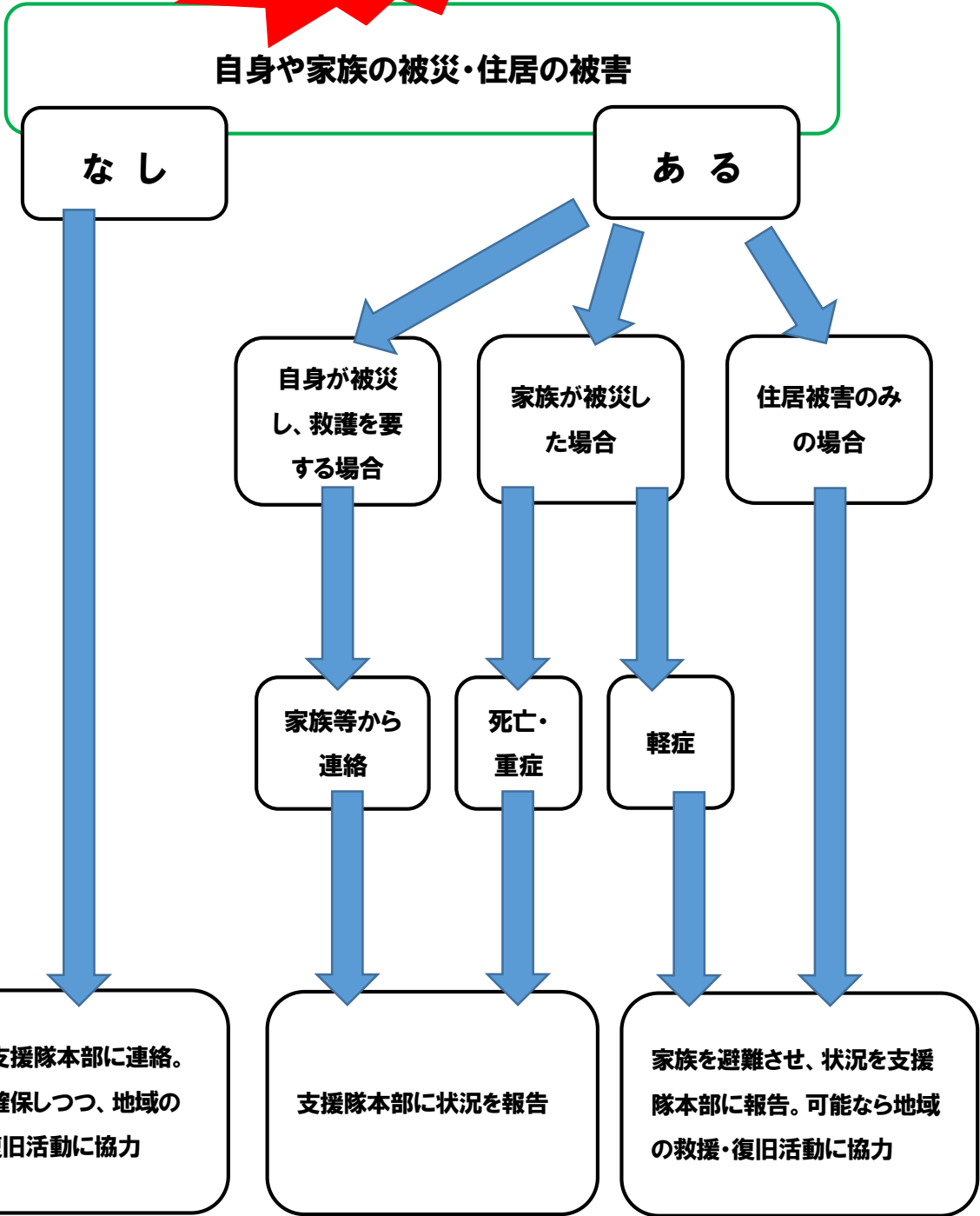
- ア 支援隊本部は、町対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて町対策本部から被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求める。
- イ 支援隊本部は、町対策本部から提供された災害情報を全議員に提供する。
- ウ 支援隊本部は、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議するため、臨時議

会等の開催について検討する。

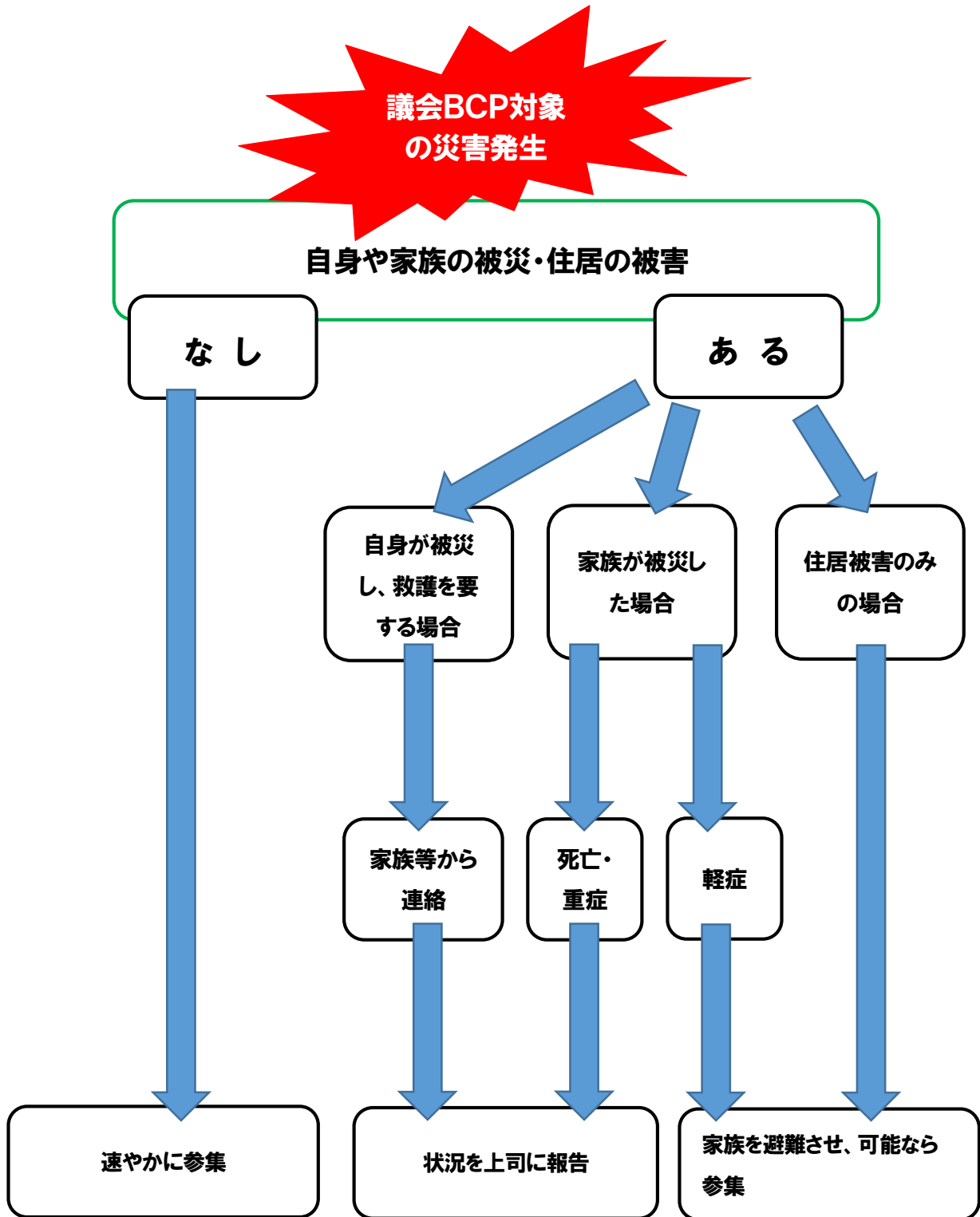
エ 支援隊本部は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、国、県その他の関係機関に対して、要望活動を行う。

オ 支援隊本部は、町民の意見、要望等を踏まえながら、復旧及び復興が迅速に進むよう、町対策本部に対して、必要に応じて提案、提言、要望等を行う。

議員の初動期における行動フロー図



議会事務局職員の初動期における行動フロー図



7 情報の的確な収集

(1) 地域の災害情報の収集

- ① 議員は、その地域性や立場から、町の把握する災害情報に加えて、より地域の被災状況や町民の声を把握することが可能である。地域での救援、復旧活動に従事するとともに災害状況調査や町民からの相談対応、助言等に努める。
- ② 収集した情報のうち、支援隊本部に伝達すべきと判断する情報は、別記様式2「情報収集カード」に基づき、速やかに支援隊本部に提供する。
- ③ 町の災害対策に支障を来さないよう、特に緊急を要する場合以外は、議員個人から町対策本部への直接の伝達を行わないこととする。
- ④ 災害時の町民への情報提供は、錯綜、混乱を防ぐため、町対策本部が情報を一元管理し、地域コミュニティを通しての情報伝達を基本とする。
- ⑤ 災害現場の見回りの際は、増水時の河川には近づかない、被災建物の中には入らないなど、二次災害には十分注意するものとする。

(2) 通信機器の活用

- ① 議員は、災害情報の収集においては、別記様式2「情報収集カード」を活用するとともに、町民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、タブレット端末の導入について調査、検討を進めることとする。
- ② 災害現場において災害写真などを撮影したときは、事務局へメール送信し、支援隊本部へ情報を提供するものとする。

8 災害時の議会運営

(1) 開会中に発生した場合

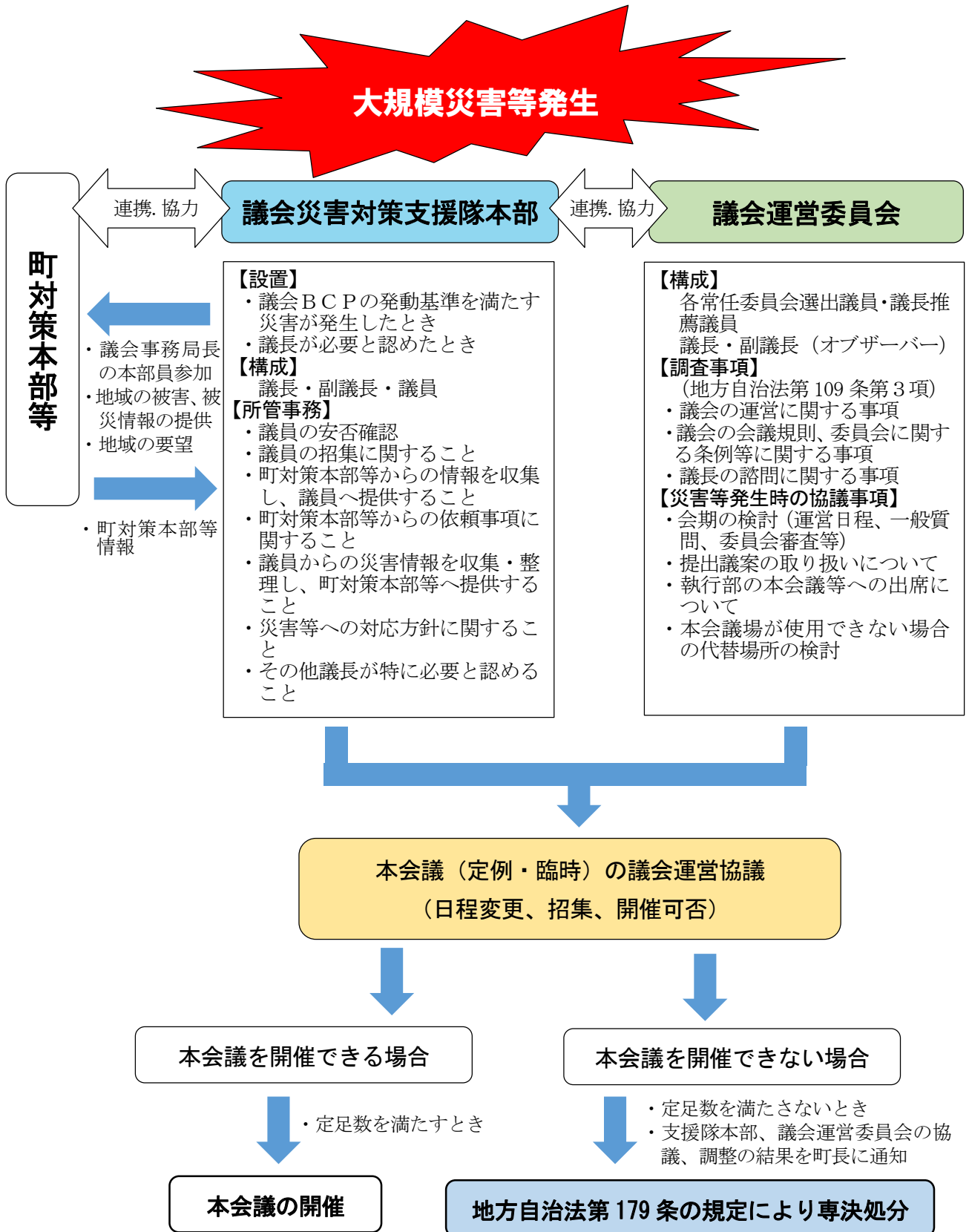
- ① 議長は、会議の休憩を宣告し、事務局職員は、傍聴者等の避難誘導をするなどの安全確保を図る。
- ② 議長は、災害の状況に応じて、支援隊本部を設置し、構成員を招集する。
- ③ 本会議の開催継続等の調整は、議会運営委員会において協議する。ただし、議会運営委員会を開催する時間的余裕がない場合は、議長が開催の可否を判断し、後に議会運営委員会で調整する。
- ④ 執行部に対し、議会対応の可否について、確認する。

(2) 閉会中に発生した場合

- ① 議長は、定例会開会の可否等を調整し、議会運営委員会で協議する。
- ② 議会運営委員会は、本会議及び委員会の運営について協議する。
- ③ 執行部に対し、議会対応の可否について、確認する。

※ 災害発生時期に応じた議会運営の選択肢として、22頁の参考資料「災害発生時における議案審議等のケース別選択例」に整理したので参照のこと。

災害等発生時対応フロー図



9 議会機能を継続するための環境確保

(1) 議場等の代替施設の確保

役場庁舎は、昭和 55 年の建築で既に 40 年以上が経過しており、被災の状況によっては、議場及び委員会室そのものが使用できない場合も想定される。

このことから、あらかじめ議場等の代替施設の候補を次のとおり定め、緊急時の利用について事前に調整を図っていくものとする。

なお、代替施設の決定にあたっては、災害の状況に応じて町対策本部と協議のうえ、議長が議会運営委員会に諮って決定するものとする。

第 1 候補	雫石町中央公民館
第 2 候補	その他の町有施設で、避難場所としての利用に支障がないと認められる場所

※ 雫石町地域防災計画において、雫石町役場庁舎が重大な被害を受けた場合又は受ける恐れがある場合は、災害対策本部を「雫石町営体育館」に設置すると規定している。ただし、雫石町災害時業務継続計画においては、災害の種別や規模、時期等により適時選定することとし、町営体育館のほか中央公民館が検討されている。

(2) 通信環境の確保

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話や F A X の代替えとなる SNS 活用などの新たな情報伝達手段を検討する。

(3) 備品の確保

① 代替施設での会議開催を想定し、最低限必要とする次の備品等について、関係施設と連携のうえ、事前に準備又は調達先を決めておくものとする。

机、イス、マイク設備、発電機、録音機

② 総務省消防庁が公開している「防災マニュアル」によれば、災害に対する備えとして最低限 3 日間程度を目安とした水や食料の備蓄が必要とされているが、現在、議会では、議員及び事務局職員を対象とした水や食料の備蓄品は準備をしていない。また、町災害時業務継続計画では、職員に対し、必要な物資を机やロッカー等に準備しておくことを奨励している。災害対応に当たる議員においても、継続的に業務に従事することができるよう、最低限の水や食料等の備蓄品を自主的に備えておくものとする。

10 感染症防止対策

(1) 発生段階の定義

町が定める「新型インフルエンザ等対策行動計画」では、刻々と変化する状況に迅速に対応する必要があることから、発生段階を次のように定義し、各段階に応じた対策を示している。

議会は、この発生段階を踏まえながら基本的な行動基準を定め、必要に応じて感染症別に対応方針を別途定めて対応するものとする。

発生段階	状態	
未発生期	感染症等が発生していない状態	
海外発生期	海外で感染症等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれか都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で感染症等の患者が発生していない状態
		(県内発生早期) 県内で感染症等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれか都道府県で、感染症等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で感染症等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	感染症等の患者発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

(雫石町新型インフルエンザ等対策行動計画から)

(2) 議会BCP発動の決定

感染症にかかわる議会BCPの発動は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、あるいは県による緊急事態宣言の発令、又は町対策本部が設置された場合、感染拡大等の状況を把握し、議会運営委員会で協議のうえ、議長の判断により決定し、支援隊本部を設置する。

ただし、感染症の特徴等から支援隊本部を設置し行動することが適さないと判断される場合は、この限りではない。

(3) 議員の行動基準

議員は、国内発生早期以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。

なお、自身又は家族に発熱及び風邪の症状がある場合は、登庁を控えるとともに議会事務局へ報告する。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- ① マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、検温等の基本的な感染対策の実践を徹底する。
- ② 感染防止対策を講じたうえで、住民の要望等の収集に努める。
- ③ 国内発生早期以降、県外の感染拡大地域への往来を自粛する。やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議長に報告するとともに、現地での行動を記録するものとする。帰省後は、別に定める期間について外部との接触を控えるものとする。
- ④ 国内感染期においては、感染拡大地域への県外出張を規制する。
- ⑤ 県内感染期においては、不要不急の外出を自粛する。
- ⑥ 議会事務局からの情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ⑦ 支援隊本部が設置された場合は、議長のほか支援隊本部からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ⑧ 支援隊本部等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じたうえで、住民への情報提供に努める。

（４）事務局職員の行動基準

国内発生早期の段階で、議会機能の継続を図るための体制確保などの具体的な対応方針を設定し、議員・事務局職員は共通の認識をもって対応に当たるものとする。

（５）会議等の安全対策

会議等の安全対策については、議場及び議会運営に関する対策のほか、傍聴席の対策も考慮のうえ、別途定める感染症別に対応方針で示すものとする。

基本的には、アルコール消毒液の設置や会議室等の消毒、休憩と換気、マスクの着用、検温の実施、傍聴席の間隔確保、傍聴者の受付簿の記入、議会中継モニター席への誘導、会議時間の縮小等を明確にして感染防止を徹底するものとする。

（６）行政視察等の受入れ

- ① 国内発生早期以降は、感染拡大地域からの視察等の受入れを規制する。
- ② 県内発生早期以降は、県外に加え、感染症が発生している県内市町村からの視察等の受入れを規制する。

(7) オンライン会議の検討

感染症は、人が集まることで感染リスクが高まるため、十分な審議を確保するうえで、技術革新が進むオンライン会議の導入を検討していく必要がある。

オンライン会議は、本会議や委員会においては法令や条例の改正を要するなどの課題があるものの、災害対策会議や議員間の意見交換の場における活用は有効であることから、オンライン会議を行うための環境整備として、タブレット端末の導入を検討していくものとする。

(8) 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員、事務局職員の中から新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた旨の連絡があったときは、プライバシーへの十分な配慮を行ったうえで、必要に応じて下記の情報を公開する。なお、情報公開する項目は、県又は町の公表項目を参考に、変更することができるものとする。

① 議員

ア 性別・年代

イ 保健当局から認定を受けた日付

ウ 状態（感染経路の状況／入院の有無／重症・軽症の別／自宅待機等）

② 事務局職員

執行部に報告し、執行部の取扱いに準ずる。

11 議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害時において、議会と議会事務局ともに、その体制整備や行動基準、非常時優先業務を迅速、的確に行えるようにするため、さらに、それらの内容等について、検証・点検し、実効性を高めるために、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練を毎年1回以上実施する。

(安否確認訓練、参集訓練、情報伝達訓練、避難訓練等)

12 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、適宜改正を行うものとする。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しに関する協議は、議会運営委員会で行うものとする。

議員（事務局職員）安否確認表

議員名 (職員名)				確認者	
議員住所 (職員住所)				確認時間	
				確認方法	

安否状況	議員(職員)被災状況	有	軽症 重症 重体 その他 ()			
		無				
	家族の被災状況	有	配偶者 () 子ども () その他 ()			
		無				

現在地	自宅 自宅外 ()				
連絡方法	(連絡が取れない場合は家族の連絡先記入)				

居宅の状況	被害	有	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他 ()			
		無				

参集の可否	可 否	参集可能(予定)時期	
-------	-----	------------	--

その他	(地域の被災状況等)				
-----	------------	--	--	--	--

情報収集カード

整理番号	受信時刻	発信元		受信者	手段
	／ ：	住所又は行政区 氏名 TEL			TEL FAX 口頭 その他 () 資料 有・無
件名					
信頼度	高 中 低				
重要度	重要度あり ・ 重要度なし				
区分	・ 救援救助 ・ 人的被害 ・ 住家被害 ・ 災害情報 ・ 交通情報 ・ 通信情報 ・ 物資要請 ・ ライフライン ・ その他 ()				
内容	(いつ?・どこで?・だれが?・なにを?・なぜ?・どうやって?・5W1Hを徹底!)				
クロノ記載 <input type="checkbox"/>	被害コード				個人情報公開 可・否
座標	緯度経度 (60 進法)	北緯	° ' "	東経	° ' "
	UTM座標 (4桁)	.			
担当処置 要・否	担当課				
処 理					
クロノ記載 <input type="checkbox"/>					
提供元	・ 総括班 ・ 情報班 ・ 担当課 () ・ 広報班 ・ 総務班 ・ その他 ()				
発信元への回答等					

議会对応等経過記録表

月 日	時 間	対 応 業 務 等 内 容

災害発生時における議案審議等のケース別選択例

本会議を開催できる場合のケース

ケース 1：本会議開会前

- 告示をする又は告示後は通常通り開催する。

ケース 2：本会議開会から一般質問終了まで

- 議決前の議案

[選択 1] 通常通り継続して審議

- ・ 本会議中に発災し会議を継続する場合は、議長は改めて会議日時を通知する。

[選択 2] 日程を変更して審議

- ・ 委員会に付託し委員会審議後に本会議で採決し議決する（付託議案審議や審査の日程変更を検討）。

[選択 3] 付託を省略して審議

- ・ 議案の委員会付託を省略し、本会議にて議案の質疑、討論、採決を行い議決する（会議規則第 39 条）。

[選択 4] 議案説明、質疑、付託等を省略し、本会議で採決し議決する。

[選択 5] 会期を延長し、前 4 つの選択肢を検討し審議（会議規則第 6 条）

- 一般質問

[選択 1] 通常通り継続して実施（日程変更も検討）

[選択 2] 一般質問の発言時間の制限による実施

[選択 3] 一般質問の日程を省略、打ち切り

- 付託済みの議案がある場合

[選択 1] 通常通り委員会審査後に本会議で採決を行い議決

[選択 2] 委員会の審査終了前に本会議を再開

- ・ 委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求める。
- ・ 審査期限を附し、その期限経過後に本会議で直接審議する。

ケース 3：一般質問終了後から委員会審査・閉会まで

- 議決前の議案（追加議案及び予算決算議案）について

[選択 1] 通常通り継続して審議

- ・ 本会議中に発災し会議を継続する場合は、議長は改めて会議日時を通知する。

[選択2] 日程を変更して審議

- ・委員会に付託し委員会審議後に本会議で採決し議決する（付託議案審議や審査の日程変更を検討）。

[選択3] 付託を省略して審議

- ・議案の委員会付託を省略し、本会議にて議案の質疑、討論、採決を行い議決する（会議規則第39条）。

[選択4] 議案説明、質疑、付託等を省略し、本会議で採決し議決する。

[選択5] 会期を延長し、前4つの選択肢を検討し審議（会議規則第6条）

○ 付託済みの議案がある場合

[選択1] 通常通り委員会審査後に本会議で採決を行い議決

[選択2] 委員会の審査終了前に本会議を再開

- ・委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求める。
- ・審査期限を附し、その期限経過後に本会議で直接審議する。

※ 会議に付された事件がすべて議了した場合は、会期中であっても議会の議決で閉会可能（会議規則第7条）

本会議を開催できない場合のケース

ケース1：本会議開会前

○ 告示前

定例会は開催されないので、定例会のカウントなし。

○ 告示後

- ・議員定数の半数に満たない場合（地方自治法第113条）
- ・町の招集結果、応召議員が少なく流会になっても定例会招集回数に含まれる（行実 昭25.9.16）。

※ これにより、町長の判断により専決所分が可能（地方自治法第179条）

ケース2：本会議開会から一般質問終了まで 及び

ケース3：一般質問終了後から委員会審査・閉会まで

- 本会議初日に行った会期の決定の議決により閉会予定日の17時の時点で自然閉会となり、上程案は廃案（会議規則第9条）

※ 自然閉会後は、町長の判断により専決処分が可能。ただし、議員定数に満たない（支援隊本部、議会運営委員会の協議、調整の結果）と判断した場合は、その日から専決処分が可能。

災害伝言ダイヤル「171」の使用方法

(1) 伝言の録音方法

電話で録音	インターネット (NTT) で登録
① 「171」をダイヤル	① 「 https://www.web171.jp 」に
② 録音は「1」を入力	アクセス
③ 自分の携帯電話番号を入力	② 利用規約に「同意」
④ メッセージを録音 (30秒以内)	③ 自分の携帯電話番号を入力
⑤ 「9」で終了	④ メッセージを入力
	⑤ メッセージの登録

(2) 伝言の再生方法

電話で録音	インターネット (NTT) で登録
① 「171」をダイヤル	① 「 https://www.web171.jp 」に
② 再生は「2」を入力	アクセス
③ 確認したい人の携帯電話番号を入力	② 利用規約に「同意」
④ 「1」でメッセージの再生開始	③ 確認したい人の携帯電話番号を入力
⑤ 繰り返し再生は「8」を入力	④ メッセージを確認
次の伝言の再生は「9」を入力	⑤ 返信のメッセージの登録
⑥ 再生後のメッセージの録音は「3」を入力	

情報伝達における発信内容の記載例

《 議員の安否確認 》

表題：安否確認について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、雫石町災害対策本部が設置されました。議長に確認し、議会BCPを発動します。については、次の内容について確認したいので、速やかに返信してください。

- ① 自身と家族の被災の有無
- ② 居宅の被害の有無
- ③ 現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ④ 連絡先
- ⑤ 参集の可否
- ⑥ 地域の状況（特記すべき内容がある場合）

《 災害伝言ダイヤルの活用 》

表題：安否確認について

本文：議会事務局の〇〇です。議員の安否を確認したいので、メッセージを録音（入力）願います。

《 支援隊本部の設置 》

表題：災害対策支援隊本部の設置について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日、〇時〇分、議会BCPの発動に伴い、議会災害対策支援隊本部を設置しましたので連絡します。なお、支援隊本部会議の開催については、追って連絡します。

《 支援隊本部会議の開催 》

表題：支援隊本部会議の開催について

本文：議会事務局の〇〇です。下記により雫石町議会災害対策支援隊本部会議を開催しますので、参集願います。参集が困難な場合は、議会事務局へ連絡願います。

日時 〇月〇日〇時〇分から

場所 雫石町役場 3階 305号委員会室

《 災害情報の提供 》

表題：災害情報の提供について

本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日、〇時〇分現在、〇〇地域の被害が大きい模様です。議員各位には引き続き被害状況等の情報収集をお願いします。

雫石町議会災害対策支援隊本部設置要領

(目的)

第1条 この要領は、雫石町議会基本条例（平成26年雫石町条例第12号）第4条に基づき、雫石町内において発生した災害時の議会及び議員の対応等を定めることにより、雫石町災害対策本部と連携を図り、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 雫石町議会議長は、町災害対策本部が設置されたときは、必要に応じこれに協力及び支援するため、雫石町議会災害対策支援隊本部（以下「支援隊本部」という。）を設置するものとする。

(本部の組織)

第3条 支援隊本部は、支援隊本部長、支援隊副本部長、支援隊本部員をもって組織する。

2 支援隊本部長は、議長をもって充て、議会災害対策支援隊本部を代表し、その事務を統括する。

3 支援隊副本部長は、副議長をもって充て、支援隊本部長を補佐し、支援隊本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 支援隊本部長、支援隊副本部長ともに事故等があるときは、総務産業常任委員長、教育民生常任委員長、広報広聴常任委員長の順に支援隊本部長及び支援隊副本部長の職務を代理する。

5 支援隊本部員は、支援隊本部長及び支援隊副本部長を除く、全議員をもって充て、支援隊本部長の命を受け、支援隊本部の活動に従事する。

(本部の活動)

第4条 本部は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 支援隊本部員の安否確認を行うこと。

(2) 災害にかかる情報を支援隊本部長から支援隊本部員に情報提供を行うこと。

(3) 支援隊本部員は災害情報を収集し、支援隊本部長が町災害対策本部に情報提供を行うこと。

(4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

(5) その他支援隊本部が必要と認める活動

(議会事務局の対応)

第5条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、町災害対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、支援隊本部に情報提供する。

(2) 事務局職員は、支援隊本部の活動を補助する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、支援隊本部の運営に関し必要な事項は、支援隊本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月4日から施行する。

雫石町議会災害時における議員行動マニュアル

雫石町議会議員は、雫石町内において大規模災害の発生が予見又は防災無線やテレビ、ラジオ等で確知した時は、雫石町議会基本条例第4条に基づき行動する。

本マニュアルは、雫石町議会災害対策支援隊本部設置要領を具体的に示すものである。

初動時の対応事項

- 1 町が災害対策本部を設置した場合、議会事務局長は議長に対し、その旨を連絡する。
- 2 議長は状況に応じて、「雫石町議会災害対策支援隊本部設置要領」に基づき本部を設置する。
- 3 支援隊本部長は議長、支援隊副本部長は副議長、支援隊本部員は支援隊本部長、支援隊副本部長を除く、全議員をもって充てる。
- 4 参集基準

状況等	参集者	集合場所
町において災害対策本部を設置したとき(※)	支援隊本部長、支援隊副本部長 (雫石町議会災害対策支援隊本部の設置協議等)	雫石町議会
支援隊本部長からの指示があったとき	支援隊本部員 (雫石町議会災害対策支援隊本部に全議員が参集)	雫石町議会

※「町災害対策本部の設置基準」は、「災害救助法が適用される災害の発生、複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに町内全域に拡大する恐れがある場合、その他町長が必要と認めた場合」とされている。

5 参集時又は活動時の留意事項

- (1) 服装は議員用防災服を着用し、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具等をできる限り携行する。また、適宜雨合羽、防寒具、及び長靴を履く等自身の安全に配慮する。
- (2) 支援隊本部に参集できない場合は、状況等を支援隊本部長に報告するとともに、地区等の情報収集に努める。
- (3) 火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。
- (4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて雫石町議会災害対策支援隊本部に報告する。支援隊本部は、状況を判断し町災害対策本部に対して要請活動を行う。